

(公社) 日本薬剤師会・(公財) 日本薬剤師研修センター主催  
平成25年度学校薬剤師研修会(千葉会場) 開催報告

千葉県学校薬剤師会  
常任委員 木村 憲

平成25年10月6日(日)ホテルスプリングス幕張にて、日本薬剤師会と日本薬剤師研修センター共催による学校薬剤師研修会が開催されました。山口県でも同研修会が予定されております。本研修の主テーマとして「学校薬剤師業務の原点を考える～学校薬剤師と業務の標準化を目指して～」と題して3名の講師による講演がありました。

最初に文部科学省スポーツ・青少年局 学校健康教育課健康教育調査官の北垣邦彦氏より「学校保健における学校薬剤師の役割」についてご講演がありました。学校保健安全法で学校薬剤師の現場での保健管理・職務が定められているが検査を通じた環境衛生活動だけでなく、保健教育として薬物乱用防止教育等の問題を、専門的知識を持つ薬剤師が行う事が確認されました。北垣調査官は現場での環境衛生の認識不足、学校薬剤師不足等を指摘しています。

やはり、現場での指導は薬剤師であり、薬剤師へ学校環境衛生基準の把握、担当校の現状の把握、問題点への適切な指導助言、学校保健員会への参画が強く求められるものでした。

中央教育審議会では、薬剤師に喫煙、飲酒、薬物乱用防止等の保健指導に大いに期待をしております。学習指導要領で薬物乱用防止は小学校6年生、中学校3年生、高校1年生で定められ薬剤師が講師となるケースが増えております。喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育・アンチドーピング等の現代的課題に専門性を活かした薬剤師の役割と活躍、顔の見える薬剤師を期待するとお話され、薬剤師の責務を改めて感じる内容となりました。

次に岐阜薬科大学衛生学教室教授の永瀬久光氏による「学校薬剤師が行う学校環境衛生の実践について」を演題とし、まず冒頭にご本人が28歳の大学の講師時代に中学の学校薬剤師になるところから話始められました。学校薬剤師を知らしめるためには、薬剤師国家試験が有効という事で実際の問題をご紹介されました。学校薬剤師が分析、保健衛生、化学物質管理に関する専門家である事を強調され、職務と課題として学校保健計画の立案の為に学校保健委員会への出席が必要であること、学校環境衛生検査は本来、全項目を実施すること、地域による学校薬剤師の位置付けと情報や意識に格差があること、等を問題提議されました。定期検査において、試料の採取は例え委託であっても正確を期待する上で立ち会う事が大切である事、各衛生検査について解説され、更に理解を深める事が出来ました。

最後に国立精神医療研究センター薬物依存研究部部長の和田清氏が「学校薬剤師が知っておくべき薬物乱用の現在」について様々なデータで現状を紹介し、薬物乱用状態が変化して脱法ドラッグの流行・薬物依存の確認、中学生の薬物乱用の背景を説明されました。有機溶剤の使用は減り、大麻が増える第三次覚せい剤乱用期の現在、脱法ドラッグが2倍になり、薬物患者の4割は大麻経験者です。最近の傾向は、大麻の浸透・脱法ドラッグへのシフト・医薬品の乱用となっています。脱法ドラッグの包括規制が施行されて760種が指定薬物となり、市場から消えますが、今後また出現することが恐ろしいです。法の取り締まりに掛からない脱法ドラッグの急性毒性は依存以上にとても危険です。中学生の喫煙・飲酒は低下傾向でも薬物では脱法ドラッグが急増しています。薬物乱用の出発点に喫煙が多く、家庭での子供の居場所が無い環境と相関関係もあります。喫煙→脱法ドラッグ→大麻や覚せい剤という新しい流れができています。

中身の分からない物を体内に入れないという最も基本的な事を理解させる上で、薬物乱用防止教室の内容等の点検と強化が必要であると訴えられました。くすり教育の必要性を実感させられる内容でした。